

毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準（その 6）の制定及び
基準改正について（通知）

平成 3 年 3 月 6 日薬発第 259 号

厚生省薬務局長から各都道府県知事あて

毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準（以下「基準」という。）については、昭和 50 年 11 月 26 日薬発第 1090 号、昭和 52 年 12 月 8 日薬発第 1416 号、昭和 56 年 3 月 31 日薬発第 330 号、昭和 60 年 4 月 5 日薬発第 373 号及び昭和 62 年 9 月 12 日薬発第 782 号をもって通知したところであるが、今般、別添 1 のとおり毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準（その 6）を定めるとともに、別添 2 のとおりセレン並びにセレン化合物及びこれを含有する製剤他 6 品目について従来の基準を改正したので、下記事項に留意のうえ、関係各方面に対し周知徹底を図られたい。

記

- 1 昭和 50 年 11 月 26 日薬発第 1090 号通知の記の 1 から 7 まで及び昭和 62 年 9 月 12 日薬発第 782 号通知の記の 2 は、別添 1 の基準及び別添 2 の改正による改正後の基準についても適用されるものであること。
- 2 別添 2 の改正による改正後の基準の「品目」の欄において、その下段の品目が上段（法令による分類）の複数の分類に該当するものについては、すべて法令による指定番号の小さい方に分類されているものであること。